

医療費が高額になったとき【ご案内】

（高額療養費・健康保険 限度額適用認定証 について）

高額療養費とは？

業務外及び通勤外のケガや病気にて医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた一部負担金が、健康保険から後日、払い戻される制度です。

※当組合では、原則お手続き不要。支給には3か月以上かかります。詳細は裏面Q2参照。

「健康保険 限度額適用認定証」（以下「限度額証」）とは？

医療機関等の窓口で提示することにより、窓口支払いの時点で、一部負担金を自己負担限度額までに抑えることができる認定証です。

「限度額証」の申請方法

申請書（添付書類は不要）を当組合あてご郵送ください。

申請書受理後、ご自宅に「限度額証」をお届けします。お届けには約1週間程かかります（有効期限切れによる更新等を除く）。

申請書の入手方法

当組合ホームページ「申請書類一覧」(<http://www.igyoku-kenpo.jp/sinsei/>)から印刷可能です。

※申請書は、お勤め先にも送付してあります。ご利用の際は、お勤め先の事務担当者様にご確認ください。

非課税者の場合

被保険者本人が非課税者の場合は「限度額認定・標準負担額減額認定申請書」にて申請ください。

※非課税証明書の添付が必要です。

事前に必ずご確認ください！！

勤務中・通勤途中、業務に起因するもの
(感染経路不明なコロナ陽性者を含む)

保険証（限度額証等含む）は使えません！

お勤め先の事務担当者様に報告のうえ、労働基準監督署にご確認ください！

上記以外の交通事故（自損事故含む）、第三者行為によるもの ※第三者行為とは、けんか（暴行）・食中毒・他人のペットに噛まれた・ゴルフプレー中やスキー衝突など。

別途、届出が必要です！当組合あてご連絡ください！（TEL 043-241-8514 医療給付課）

医療機関等の窓口で提示が必要なもの

年齢	所得区分：標準報酬月額	保険証	高齢受給者証	「限度額証」
70歳未満	すべての方（※非課税者除く）	○		○
70歳以上	現役並みⅢ：83万円以上 （高齢者受給者証の負担割合が3割）	○	○	不要
	一般：26万円以下 （高齢者受給者証の負担割合が2割） （※非課税者除く）			
	現役並みⅠ・Ⅱ：28万～79万円 （高齢者受給者証の負担割合が3割）	○	○	○

<70歳以上の方へ>

所得区分は、70歳到達前月に当組合からお知らせしておりますが、ご不明な方は、当組合あてお問合せください。

※非課税者の方は年齢にかかわらず「限度額証」の代わりに「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、当組合へお問合せください。

「限度額証」の使用方法

医療機関等の窓口にご提示ください。入院のほか、外来や薬局でも使用可能です。

「限度額証」の有効期限内であれば、別傷病についてもご使用いただけます（ただし、業務災害・通勤災害等を除く）。

「限度額証」の使用が終わったら

以下に該当したときは、速やかに当組合あてご返納ください。

※返納には「限度額証」交付時に同封した返信用封筒をご利用ください。

- 有効期限が切れたとき（有効期限は原則、**毎年8月末まで**（一部例外あり））
- 退職等により資格を喪失したとき
- 扶養からはずれたとき
- 有効期限内だが、「限度額証」が不要になったとき 等

有効期限後も引き続き「限度額証」が必要な方へ

更新をご希望の方は、新たに申請書を作成し、当組合あてご郵送ください。

【受付】 令和 5年 8月 1日 ～（申請書に、9月以降で「認定証が必要な期間」を記入）

【発送】 令和 5年 8月下旬 ～

※有効期限が8月末以外の方は、当組合あてお問合せください。

（裏面【よくあるご質問】等もご参考ください）

< 高額療養費の自己負担限度額 > ※月単位（1日～月末）で計算

70歳未満			70歳以上				
所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	負担割合	所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
						外来（個人毎）	外来・入院（世帯）
ア	83万円以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% <多数該当：140,100円>	3割	現役並みⅢ	83万円以上 （限度額証は不要）	252,600円+（総医療費－842,000円）×1% <多数該当：140,100円>	
イ	79万円～53万円	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% <多数該当：93,000円>		現役並みⅡ	79万円～53万円	167,400円+（総医療費－558,000円）×1% <多数該当：93,000円>	
ウ	50万円～28万円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% <多数該当：44,400円>		現役並みⅠ	50万円～28万円	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% <多数該当：44,400円>	
エ	26万円以下	57,600円 <多数該当：44,400円>	2割	一般	26万円以下 （限度額証は不要）	18,000円	57,600円 <多数該当：44,400円>
オ	低所得者（住民税非課税）	35,400円 <多数該当：24,600円>		低所得者	Ⅱ	住民税非課税	8,000円
				Ⅰ	住民税非課税所得が一定以下		

※ 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。入院時の食事代や差額ベッド代、先進医療費等は高額療養費の対象外です。
 ※ 「多数該当」とは、診療月以前の1年間に自己負担限度額に達した月が計3か月以上ある場合、4か月目から自己負担限度額が引下げになる制度です。

【よくあるご質問】

Q1:医療機関から「限度額証」を提示するよう求められましたが、間に合いそうにありません。どうすればよいですか？

A1：医療機関等によっては「限度額証」を提示出来るまで支払を猶予してくれたり、支払後でも、後日「限度額証」を提示することにより、自己負担限度額を超えた一部負担金について窓口清算してもらえる場合があります。まずは医療機関等に相談いただき、間に合いそうであれば「限度額証」の申請書を当組合あてご提出ください。（※医療機関等で上記対応を受けられなかった方はQ2へ）

Q2:高額な医療費を窓口で支払いました。後日の払戻しを受けたいので、手続き方法を教えてください。

A2：**原則、お手続きは不要です**（自動払方式：当組合の高額療養費支給手続規程により、当組合が医療機関等からの診療報酬明細書等を受領し、高額療養費に該当する場合、各被保険者から高額療養費の請求があったものとみなし、支給手続き・通知を行います。なお、高額療養費に該当しない場合は、支給はありませんので通知もしていません。）

支給には、診療月から3か月以上かかります（医療機関等から診療報酬明細書が届くまで最短で2か月ですが、医療機関等の提出状況によりますので、これ以上時間を要することもあります）。
 口座振込先と通知書送付先については、在職中の方は勤務先（事業主口座）あて（受取方法等は勤務先事務担当者様にご確認ください）、資格喪失された方と任意継続被保険者の方は、被保険者ご本人あてとなります。
 ※資格喪失された方と任意継続被保険者の方で、銀行口座の把握がない場合、当組合から「高額療養費支給申請書」をお送りすることがございますので、当該申請書が届いたときは、銀行口座等ご記入のうえ当組合あてご返送ください。

Q3:同じ月に2つの医療機関で「限度額証」を提示し、それぞれ自己負担限度額に達する支払いをしました。2つの支払いを合計すると自己負担限度額を超えてしまいますが、高額療養費の払戻しはありますか？

A3：自己負担限度額は月単位で計算されますが、医療機関等の窓口では一旦、窓口毎（入院・外来・薬局等）に、それぞれ自己負担限度額までのお支払いをしていただくこととなります。
 医療機関等から診療報酬明細書が届き次第、医療費の合算を行い、自己負担限度額を超えた分は「高額療養費」として払戻しいたします（A2のとおり）。
 合算対象となる医療費は、70歳未満の方は一部負担金が21,000円以上あるもの、70歳以上の方は原則全ての受診分です。

（例）70歳未満、所得区分「エ」（自己負担限度額57,600円）、同月にA病院で入院と外来、B病院で外来を受診。
 一部負担金：A病院（入院）57,600円 A病院（外来）3,000円 B病院（外来）5,7600円
 A病院（入院）57,600円 + B病院（外来）5,7600円 = 一部負担金合計額 115,200円
 一部負担金合計額 115,200円 - 自己負担限度額 57,600円 = 高額療養費支給額 57,600円
 ※A病院の外来分は、一部負担金21,000円未満のため合算対象外

Q4:直近1年間のうち、A病院で計5か月、その後B病院で計1か月、自己負担限度額に達する支払いがありました。A病院では、4か月目から支払いが「多数該当」の自己負担限度額に変わりましたが、B病院では、通常の自己負担限度額を請求されました。なぜですか？

A4：各医療機関の窓口で「多数該当」の自己負担限度額が適用されるのは、その医療機関において、対象者が「多数該当」であると確認が取れた場合に限られます。
 ご質問の場合、B病院においてA病院での支払状況が分からないため、B病院では通常の自己負担限度額の請求となります。ただし、このような場合は「多数該当」の自己負担限度額との差額を後日、当組合から「高額療養費」として払戻しいたします（A2のとおり）。

【問合せ先】

千葉県医業健康保険組合（医療給付課） 〒260-0026 千葉市中央区千葉港7-1 TEL：043-241-8514